

7

保険について

- 1 会員の就業は雇用ではないので、労災保険をはじめ各種労働法の適用はありません。そこで、会員の就業中の傷害事故は「シルバー人材センター団体傷害保険」の約款の定めるところにより補償されます。
また、就業中の物損事故についても賠償責任保険に加入していますが、会員の故意又は重大な過失による、又は、自動車の保有・使用・管理に起因するものは除かれますので十分注意してください。
なお、不測の事態が発生しましたらすみやかにセンター迄ご連絡願います。
- 2 医師の治療は、各自の健康保険証を使っていただくことになります。

● 傷害保険

- 1 ケガをした場合
 - (1) 医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
 - (2) ケガの状態とか内容をセンターまで通報してください。
 - (3) 保険の手続きは、センターで行います。
 - (4) 保険はセンターがまとめて契約しており、保険料もセンターで負担しております。
- 2 保険がきく場合
 - (1) センターが請けた仕事を会員が行っているとき及び仕事先との往復時のケガ。
 - (2) 仕事に関する知識・技能の習得を目的とした講習会などにセンターの指示で参加中及びその往復時のケガ。
 - (3) センターの総会に出席中及び会場との往復時のケガ。
 - (4) センターの指示により、仕事の見積り・下打合せ・資材等の準備運搬のため目的地で工作中及びその往復時のケガ。

※往復時のケガは、通常の経路における場合に対象となります。

3 保険給付の内容

補償区分	補償金額	補償内容
(1) 死亡保険金	1,000万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
(2) 後遺傷害保険金	死亡保険金の4%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
(3) 入院保険金 (1日あたり)	5,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。 ただし180日を限度。
(手術保険金)	5,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合。(所定倍率は5倍・10倍・20倍又は40倍) ただし180日を限度。
(4) 通院保険金 (1日あたり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。 ただし90日を限度。

※ 補償内容や支払条件等の詳細については、契約保険会社の約款の定めによります。(お支払い出来ないケースとして、病気や加齢等による傷害事故などがあります。)

● 賠償責任保険

1 保険の内容

就業中、誤って他人に身体傷害(死亡、ケガ)を与えたり、他人の財物を損壊(壊したり、汚したり、なくしたり)した場合等、第三者に損害を与えた場合は「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の約款の定めるところにより補償されます。

2 保険給付の内容(最高限度額)

身体賠償 1人 3千万円(期間中)
1事故 1億円
財物賠償 1事故 1千万円(期間中)

※但し、会員は免責分10,000円負担

※賠償責任保険で担保できない賠償は会員が負うことになります。